

上向台小だより

11月号 西東京市立上向台小学校 令和4年11月1日

http://www.nishitokyo.ed.jp/e-kamimukoudai

ふれあい月間について

生活指導主幹 飯岡 利彦

先日行われました、体育発表会へのご参観、誠にありがとうございました。当日は多くの保護者の皆様にご来校いただきました。入れ替え制での参観でございましたが、保護者の皆様のご協力により、無事に行事を終えることができました。コロナ禍における体育発表会の在り方については、今後も保護者の皆様の意見も参考にさせていただきながら、感染状況や国の指針なども踏まえて検討を続けてまいります。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いします。

さて、11月は「ふれあい月間」です。「ふれあい月間」とは、学校全体で「いじめを絶対に許さない」という意識をさらに高め、児童の小さな変化にも気付き、いじめの未然防止に努めることをねらいとしています。各学期に1回設定されており、それぞれ6月、11月、2月が該当します。今回は「ふれあい月間」の取組についてお知らせいたします。

令和3年の11月に示された文部科学省による「いじめの現状について」の報告では、令和2年度はコロナ禍の影響により、いじめの件数は前年度よりも下がりましたが、依然高い水準(420,897件)にあります。いじめを認知した学校数は小学校で全体の86.4%に当たり、小学校1校当たりの認知件数は14.1件と全国的に非常に高い割合になっています。この結果を見るといじめは、どの学校でも起こりうるという意識をもって、未然防止の対策や、実際に起こってしまったときの解決に向けた組織的な対応などを策定し、教員間で共通理解をしていく必要があります。

「ふれあい月間」では、上記のねらいを踏まえ 児童への「いじめアンケート」と「いじめに関 する授業」を行います。「いじめアンケート」では、誰かに嫌なことをされていないかや、誰かが嫌なことをされているのを見ていないかなどを、児童全員にアンケート形式で答えてもらいます。人前ではアンケートを書きにくいと感じる児童もいる可能性があるため、アンケート後に全員の児童と個別に面談を行います。アンケート結果は担任が追跡調査を行い、学年や生活指導主任、教務主任、管理職で確認し、組織的な対応が必要と判断できる場合は「いじめ対策校内委員会」が開かれ、対応に当たります。

「いじめに関する授業」については、道徳や 学活の学習で、発達段階に応じた内容でいじめ を題材にした学習を行います。学習を通して、 「いじめは絶対に許さない」という意識を子ど もたちに強くもってもらえるように教員も授業 づくりに取り組みます。

他にも、代表委員会の手紙による啓発や教員 の校内研修、悩んでいる児童の相談窓口の連絡 先の配布なども行います。

今回は学校の「ふれあい月間」の取組についてお知らせいたしましたが、「ふれあい月間」だから取り組むのではなく、日々の子どもたちの様子や言葉に耳を傾けて、少しの変化にも気付けるように、アンテナを高く立てて今後も指導を続けていきます。ご家庭におかれましても、子どもたちのことで気になることがありましたら、担任までお知らせください。学校と家庭が連携していくことは、子どもの悩みや苦しみを解決するのに不可欠です。周りの大人たちがたくさんの目で子どもたちを守っていけるよう、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いします。